

公明党 道州制推進プロジェクトチーム会議 議事録

出席議員

山口那津男代表、坂口力副代表（P T顧問）、井上義久幹事長、石井啓一政務調査会長、西博義政務調査会長代理（P T副座長）、佐藤茂樹政務調査会長代理、古屋範子政務調査会副会長、渡辺孝男政務調査会副会長、遠山清彦P T座長、石川博崇P T事務局長、山本博司参議院議員、谷合正明参議院議員 ほか

○公明党 山口代表あいさつ（要旨）

今後の国の新しいかたちを創り出す推進力として（道州制）に取り組みたい。

○遠山座長あいさつ（要旨）

国、基礎自治体との役割分担といったさまざまな論点について、私と石川事務局長で論点のペーパーをつくり、精力的に皆様と党内の協議をして、できれば来月ぐらいには我が党としての考え方の骨子の案をつくりたい。自民党さんから、来月ぐらいから同党の基本法案について是非協議をしたいと言われているので、それに間に合う形でしっかりとやりたい。それも念頭に置きながら今日は石井岡山県知事からお話を伺い、意見交換も時間の許す限りさせていただきたい。

○座長

それでは、石井知事からよろしくをお願いします。

○石井知事

改めまして、岡山県知事の石井正弘でございます。どうかよろしくをお願いします。

公明党の皆さん方に対しましては、県政推進におきましても格別のご支援とご協力をいただいておりますことを、まずもって厚く御礼を申し上げ、そして今日はこのような場におきまして私の考え方を聴取をしていただくという機会を与えていただきました。山口代表を初め幹部の皆さんもお揃いの場におきまして、このような説明をさせていただく、本当に光栄に存じる次第でございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは、若干のお時間をいただきまして、私のほうからこの道州制推進知事・指定都市市長連合の設立の趣旨などにつきまして、共同代表の立場からお話を進めさせていただきたいと思っております。

まずもって、先ほど山口代表のお話にございましたとおり、マニフェストにおかれまして、公明党さんは、地域主権型の道州制推進につきましての明確な方針を示しておられま

す。大変私ども、力強く思っているところでございます。

それでは、資料に基づきましてご説明を進めさせていただきたいと思っております。資料1の一番最後に推進連合の名簿が掲げられているところでございます。4月20日に発足をいたしましたけれども、知事のほうではここにございます9名の皆さん方、私を含めてでございます。それから、政令指定都市につきましては、橋下市長さんが共同代表でございますが、以下、そこに掲げられておられる方々にご参加をいただいたということでございます。

そういう中で、この経緯でございますけれども、大阪市長の橋下さん、自然エネルギーを推進していくという協議会の、これも私が会長を務めさせていただいておりますけれども、同じように自然エネルギーを推進する立場の橋下市長さんと、かねてよりそういう交流がございまして、このたびこの推進連合をつくってはどうかというお話をさせていただく中で賛同いただき、そして発起人として阿部市長さん、これは特別自治市構想を進めておられるお立場でございます。それから、村井宮城県知事さんは、震災の復興、復旧に力を入れておられる中で、こういう大規模な災害発生ということを考えてもやはり道州制というものを是非推進をしていくべきだということをかねてよりご主張されておられる。ということで、4人が発起人になりまして立ち上げた、という経緯でございます。

それでは、資料1の1ページ目に戻っていただきまして、4月20日に設立され、現在24人ということで、活動はそこにございますとおり、政府・政党への提案、要請に始まって、これから先、制度設計を行うと。あるいは、他団体との連携、こういったことをこれから活動として予定をしているものでございます。

次に2ページ目でございますけれども、設立趣意書に私どもの考え方がまとまっているところであります。

冒頭に書いておりますとおり、現在、我が国は人口減少、超高齢化社会、あるいはグローバル化の進展、いろんな大きな潮流の中で東日本大震災からの復旧、復興、あるいは社会保障、今、税の一体改革の話もございまして。財政の問題があり、また円高、デフレ、国際競争力、あるいは持続的な経済成長、いろんな困難な課題に直面してらるわけでございますが、国全体でこういったことに適切に対応していくために、5行目にございますとおり、有効性を失った中央集権体制を打破して国と地方の双方の政府を再構築をしていくということで、地域主権型の「新しい国のかたち」を創造するということに一番力点を置いているところでございます。

また、その次でございますとおり、大規模災害への対処の問題もございまして。こういった都道府県の区域を越えた緊急性、総合性の高い課題、こうしたことにも一元的に対応できるシステムづくり、これが急務であると、こういうふうに考えております。

また一方で、最近、地方分権改革の大きな流れの中にありまして、国の出先機関の原則廃止の課題が今、具体的に法案として予定されているわけでございます。まだまだ私ども

が願ってるような内容にはなっていないという問題はございますけれども、特定広域連合をつくってはと、このような話も私ども中国地方知事会でこれから議論をしてみたいです。

大阪の橋下さん、また松井さんが大阪都構想を進めてらっしゃいます。それから、先ほどご紹介いたしましたとおり、川崎の阿部市長さんを始め、政令市の有志の方々が特別自治市、これはすなわち今、県が持っております事務を政令市のほうに移譲していくと、県の中に一つの市が独立していくような形の特別自治市構想、これを推進をしておられるわけでございます、こういったような大都市の制度のあり方論が議論されております。また、市町村合併は非常に大きく進展したわけでございますけれども、こういった中でそれぞれ国、広域自治体、基礎自治体を通じました役割分担のあり方、あるいは都道府県の存在意義、これは都道府県が明治以来120年余、今の制度が続いているわけでございますが、市町村が大きく合併が推進していることと対比いたしましても、この都道府県のあり方というものが問われている状況にあるかと思えます。

こういった中で、明治以来のこの都道府県制、これを廃止をして、より広い区域を範囲といたしました新たな広域自治体を設置をしていくという、都道府県の上につくるのではなくて、都道府県を廃止するというところに一つの最大の私たちの主張する地域主権型道州制の特徴がございます。それから、こういったことを導入することによりまして、広域的な行政課題への総合的な対応というものが可能になってくる。

したがって、国のほうにおかれては、国家の存立にかかわる事務、例えば外交であり防衛であり、あるいは国家的な通貨政策であり通商政策であり、国として統一的な基準を設けなければいけないような課題とか、こういったものに専念をしていただく。そして一方で、基礎自治体優先の原則、すなわち内政に関する事務はほとんど地方に委ねていただくわけでございますが、その際も基礎自治体であります市町村に地方分権改革でございますから優先的に事務、権限を移譲していく。今、国がやっております内政は、道州、あるいは基礎自治体のほうにこれを委ねていただくと、こういったことで地方分権改革を飛躍的に推進をすることができると、このように考えております。

こういうことができますと、行政システムの大幅なスリム化、効率化につながってくるわけです。これはもちろん、道州は、都道府県の幾つかが一緒になりますから、現在に比べて行政システムが大幅にスリム化されますし、国の方は国家の存立に関わる事務に専念しますので、これも大幅なスリム化につながってくるということです。こういったことで、地域発の経済成長、国際競争力の向上が実現できると思えます。

そこで、最後のほうのパラグラフにございますけれども、この道州制を導入することにはいろいろ議論があります。我々都道府県知事の中にも推進派の我々のグループがある一方で、明確に反対ということを表示されている方、あるいは極めて慎重なる対応を求められる方、いろいろご意見がございます。全体としては、どちらかというと推進とか、あるいは理解をされる方々が多いわけですが、いずれにしても、我々地方公共団体の首

長はもとより国会議員、地方議員、国・地方の公務員の身を削る、こういう大きな痛みを伴う統治システムの大改革であるということでございます。

そこで、我々といたしましては、国の検討がなかなか進んでおりませんが、国の、日本の将来を憂う我々が力を結集して、この国のかたちを抜本的に見直していくという気概と覚悟を持ってこの実現に取り組んでいく、こういう設立趣意書としているところです。こういったことで、政府あるいは政党を是非動かすような形で道州制導入の道筋をつける運動を展開をしていきたい、こういう趣旨であるということをご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、4ページ目ですが、設立総会後の要請活動の際、政党に提出した提案の内容です。

これは公明党さんにもお出しをしておりますが、記の3項目をご覧ください。一つは、理念、方針、工程などを定める推進法、これは今、基本法ということで議論されているところもございますけれども、いずれにしても、こうした推進法というものを地方の意見を反映しつつ、早期に成立させていただきたいというのが1点でございます。この推進法の中には、国、道州、基礎自治体の役割分担、それから非常に議論していかなくちゃいけません、税財政制度のあり方などの制度設計、そして法律案の立案等を担う内閣の検討組織を是非つくっていただきたいということ、そしてその中に我々地方の意見を積極的に反映をさせるため、地方公共団体の代表の参画をお願いしたいということ、そして国民的な議論を喚起をしていただきたいということ、こういったことを、推進連合として提案させていただいたところです。

こういったことで、3ページに戻っていただきまして、今後こういったことを運動するとともに、2にございますけれども、次回、7月頃までには推進連合の第2回会合を開催いたしまして、制度設計を提案すべくまとめていきたいと。どのような道州制の姿になっていくのかという制度設計をつくって、またそれをもとに運動をしていきたいというふうに考えているという状況です。

なお、先ほど5ページのところを見ていただきましたけれども、実は道州制推進、それぞれのお立場で個人的には推進をすべきだとおっしゃる方がほかにもいらっしゃいます。私どもマスコミの調査等で見ると、知事の中では15人程度の方は推進ということに賛成していらっしゃいますけれども、諸般の事情、例えば近隣の県の皆さんとの広域的な取り組みをされておられる現状等から今回の連合には参加していないけれども、個人的には賛同されておられる方もこの名簿におられる方々以外に数多くいらっしゃるということを紹介させていただきたいと思っております。

そこで、今日は資料2を見ていただきまして、私が地域主権型の道州制としてどのような制度を考えているか等について、私の私案という形であえて今回初めてでございますが、ご提示をさせていただく次第です。と申しますのも、私は今まで十数年来、岡山県の中に

おきましてこの地域主権型道州制について議論をし、この推進につきまして、県民の皆さんと議論を重ねてきております。また、道州制ビジョン懇談会や地方制度調査会の中にもありましても、知事会を代表しての委員として、この議論に参画をしてみたいと思います。

こういったことを踏まえまして、私の案としてお示しをしておりますけれども、まず1の部分にございますが、一番下にございます推進法が制定されまして以降ですね、6年から8年以内を目途に道州制への移行を考えておきまして、これは、道州制に前向きな政党の皆さんも、数字に若干の幅はありますけれども、大体こうしたスケジュールをお考えのようです。

そこで、制度設計の2のところに入りたいと思いますが、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、国は外交、防衛、通商政策など国家の存立にかかわる事務、これに専念をしていただく。それから、内政に関する事務は地方が担うと、これが一つの大きな柱でございます。そういったことで、国と地方双方の政府を再構築をして、地域主権型、多極型の新しい国の形を創造する、これが一つの理念でございます。

2番目に参りたいと思います。国の事務でございます。具体的に申し上げますれば、一つは国際社会における国家の存立、それから国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定、こういったことに国の事務を限定していきたい。道州は、国から移譲を受ける事務を含めて、広域行政、あるいは規格基準の設定とか基礎自治体間の調整、こういったことを担うこととなろうと思います。

次に、2ページ目でございます。

基礎自治体におきましては、現在の都道府県の事務を移譲いたしますから、受け取るその都道府県の事務を含めまして、住民に身近な行政分野を総合的に担う。福祉であり、あるいはまちづくりと、こういったものがこれに含まれようかと思っております。

それから、2つ目の丸ですが、そういったことですので、中央省庁の解体再編、これを含むような中央政府の大胆な見直しを進めるということに必然的になるところです。

それから、3番目の丸ですが、自主的な立法権、広範な自主立法権の付与、これをおきまして、したがって国の法令は大綱的なものにとどめる一方、いわゆる上書き権を認めていただきたいと、こういうような考え方です。

それから、4つ目の丸ですが、国、道州、基礎自治体の代表が集まる協議の場を設置して、重要事項について協議、調整を行っていくという基本的な考え方です。

それから(3)、これが極めて重要な論点になりますが、財政調整を含む税財政制度です。

最初の丸にありますとおり、偏在性が小さい安定性を備えた新たな地方税体系を構築をするということで、その際、これは橋下市長が現在主張されておられますけれども、消費税の地方税化、これを有力な選択肢としたいと思っております。

それから、2番目の丸ですが、先ほどは自主立法権のお話しをしましたが、税につま

しては課税自主権、これを付与していただくということ、これを一つの大きな柱としています。

そして、3つ目の丸です。どうしても税源の偏在がございますので、そういった面で財政調整はどうしても残ると思います。残りますけれども、これは垂直的な、すなわち国からの財政調整ではなくて、水平的に道州間においてお互いに調整をしていこうと、こういうことを基本にしたいと思います。したがって、いわゆる地方交付税を国から財政調整等のためにいただいておりますが、こういう制度は原則として廃止をしたいということです。

ただ、その次の丸にございますが、基礎自治体間における財政調整は、これはさらに検討を深めていく必要が残っていると思いますし、また、国が持っております権限、財源が地方に、道州に移譲されるに伴って、国が持っております資産とか、あるいは債務、これをどのように取り扱っていくかということも非常に大きな課題でございますが、こういったものはさらに検討をしていかなければいけないと思っています。

次に4番目、道州の組織ですが、地方分権の考え方に立って、これは一律の設置基準、こういったものは必要最小限度にさせていただきまして、道州独自の立法で自主的な組織を形成できるようにお願いをしているわけです。

それから、議会ですが、これは先ほども申し上げたとおり、自主的な立法権を持つ1院制の議会というものを設けるといことでして、その議員と道州の首長は直接選挙で選出する。すなわち、今の都道府県と同じような、現在の基礎自治体も同じですが、こういうイメージでございます。それはすなわち憲法改正を経ないで法律によって道州制を導入することができる、こういうことでして、もちろんこの道州の議会制につきまして、いわゆる議院内閣制を導入すべきだという議論ももちろんあるわけでございます。これはこれとして議論としては尊重すべきですが、その場合は憲法改正につながってくるということもありますので、ここでは法律改正の中でできる直接選挙というものを考えているということです。

それから最後に、道州の区域についてです。これは極めて関心の高い事項ですけれども、私が申し上げたいのは経済的・財政的自立、これが可能な規模ということ念頭に置いていただきたいというふうに思っております。もちろん、北海道、そして沖縄というものは歴史的な経緯等もございまして、これはこれといたしまして、その余の本州、あるいは四国、九州において区割りを考える際は、経済的、財政的な自立、ある程度そういう税財源を持っている規模、そういったものを念頭に置いた上で、地理的な一体性、歴史、文化、風土などの条件を踏まえて、最終的には法律によって区割りを決定するということを考えています。その際には、透明性、客観性の高い基準を設定していくといったことで、国民的なコンセンサスを得るということでございます。

そして最後に、議会や行政庁の所在地をどうするかということにつきましては、道州の

中で決定をしていくと、このような考え方です。

以上、私が考えております制度設計を私案という形でお示しをさせていただいたということをごさいますて、これをもとに皆さん是非ご議論をさせていただきますれば大変幸いに存じます。

以上、私のほうから概括説明を申し上げます。よろしくお願ひしたいと存じます。